〇那須町体育施設定期利用団体に関する要領

(令和2年11月20日)

(目的)

第1条　この要領は、那須町体育施設条例（平成20年条例第2号。以下「条例」という。）、那須町体育施設条例施行規則（平成20年規則第21号。以下「規則」という。）及び那須町内の体育施設の利用運営を円滑かつ効率的に実施するため、当該体育施設を定期的に利用する団体（以下「体育施設利用団体」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条　この要領において、「体育施設」とは、那須町スポーツセンターのアリーナ及び格技場をいう。

(登録の要件)

第3条　体育施設利用団体の登録要件は、次の各号のいずれかの団体等であること。

(1)　次の要件を全て満たしている団体

　ア　年間30回以上利用を計画(予定)していること

　イ　会員数が10名以上で、その過半数が町内在住または町内勤務であること

　ウ　監督者として20歳以上の者が含まれていること

(2)　次の要件を全て満たしている事業者

　ア　町内に宿泊施設を有する事業者で、町税の滞納がないこと

　イ　スポーツ合宿等で体育施設を利用する計画(予定)であること

(3)　その他、町長が特に必要と認める団体等

(登録申請)

第4条　体育施設利用団体の登録を申請する団体等（以下「申請団体」という。）は、那須町体育施設定期利用団体登録申請書（様式第1号）に会員の名簿を添えて、町長に提出するものとする。

(登録)

第5条　町長は、前条の申請内容が登録要件を満たしていると判断した場合は、申請団体を那須町体育施設定期利用団体（以下「利用団体」という。）として登録し、利用団体に対し那須町体育施設定期利用団体登録結果通知書（様式第2号）により登録の結果を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条　利用団体は登録事項の内容に変更が生じた場合は、速やかに那須町体育施設定期利用団体登録事項変更届（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(登録期間)

第7条　利用団体の登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

(登録の取消し)

第8条　町長は利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を取り消すことができる。

(1)　関係団体からの申出があったとき

(2)　第3条各号に規定する要件を満たさなくなったとき

(3)　条例又は規則に違反したとき

(4)　虚偽の申請があったとき

(5)　その他町長が特に必要と認めるとき

(利用調整会議の開催)

第9条　町長は、第5条の規定により登録された利用団体を集め、利用調整会議（以下「会議」という。）を年1回開催する。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、会議を随時開催することができる。

2　会議には団体の代表者が必ず出席すること。ただし、代表者が出席できない場合は、代理人が出席することとする。

3　会議は、当該施設の利用調整及び管理等について話し合うものとする。

4　前項の利用調整の結果、希望する利用ができない申請団体は、当該登録の申請を取り下げるものとする。

5　利用予定日が重複した場合は、会議に出席している代表者又は代理人同士で調整するものとする。ただし、代表者又は代理人同士で調整がつかない場合は、抽選（くじ引き等）で決定するものとする。

6　利用予定日が重複した場合は、会議に出席している登録団体を優先的に利用させるものとする。

(優先事項)

第10条　前条により決定された利用日であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用させるものとする。

(1)　 町及び教育委員会が主催（共催を含む）する事業や大会

(2）　那須町体育協会が主催（共催を含む）する事業や大会

(3）　那須地区学校体育連盟が主催する大会

（4）　その他町長が必要と定める大会等

(個人情報の取扱い)

第11条　本会議の実施に際して取得した個人情報を適正に管理するとともに、必要な事項以外に使用してはならない。

(委任)

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　　この要領は、令和2年11月20日から施行する。

　　この要領は、令和3年2月4日から施行する。